

マイナンバーカードを作りましょう

マイナンバーカードは、暮らしに役立ちます。

- ・コンビニで住民票の写しなどが今なら1通10円（役場では、1通200円～300円）
 - ・公的な本人確認書類になる
 - ・健康保険証として利用できる（対象医療機関は順次拡大予定）
- まだ、マイナンバーカードの申請がお済みでない方は、ぜひ申請をお願いします。



最大20,000円分のポイントがもらえます

マイナンバーカード 申請サポートをしています

申請に必要なもの

本人確認書類（AまたはB）

A：運転免許証、パスポート、在留カード等のうち1点

B：健康保険証、年金手帳、医療費受給者証、学生証のうち2点

※写真撮影をします。



受付場所・時間 平日：役場2階203会議室

午前8時30分～11時30分

午後1時～4時30分

土曜日：役場1階町民課

午前8時30分～11時30分

☎町民課住民担当 ☎内線124・125



「第30回越生町産業祭」開催中止について

令和4年度「第30回越生町産業祭」について、商工会理事会にて協議した結果、中止することとなりました。

依然として新型コロナウイルス感染動向について予測がつかないこと、埼玉県が指針するイベント開催時における必要な感染防止策の徹底が困難であること等を理由に、上記のとおり決定となりました。

産業祭開催を心待ちにしていたお客様・関係各位へは大変恐れ入りますが、ご理解ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

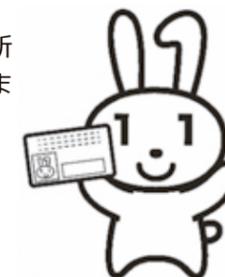
☎越生町商工会 ☎292-2021

10月3日(月)からはじまります

マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付が始まります コンビニ交付なら手数料が10円

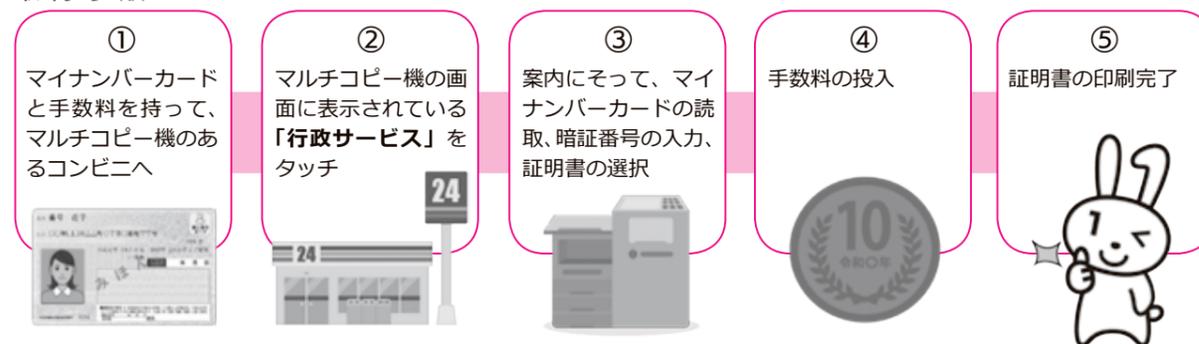
町民の利便性向上のため、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機（マルチコピー機）で、住民票の写しや印鑑証明書などを取得することができます。

また、マイナンバーカードの普及とDXの推進、役場窓口の混雑緩和を図り、新型コロナウイルス感染症を予防するため、令和4年10月から令和6年3月31日まで手数料を1通10円にします。



- | | |
|----------|------------------------------|
| 取得できる証明書 | 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得/課税・非課税証明書 |
| 必要なもの | マイナンバーカードと暗証番号 |
| 取得可能店舗 | マルチコピー機の設置してある全国のコンビニエンスストア等 |
| 利用可能時間 | 午前6時30分～午後11時（メンテナンス日を除きます） |
| 手数料 | 1通10円（令和6年3月31日まで、以降は200円） |

取得手順



注意事項△

- ※発行日現在、越生町に住居登録のない方は発行できません。
- ※発行制限等の措置を受けている方は、コンビニなどでは取得できません。
- ※誤って証明書を取得した場合でも、返金・交換はできません。
- ※役場窓口では手数料が免除される方でも、コンビニなどでは手数料がかかります。後からの返金はありません。

【住民票の写しについて】

※本人及び同一世帯の方について取得できます。

【印鑑登録証明書について】

※町民課窓口にて印鑑登録をしている方のみ取得できます。

【所得/課税・非課税証明書について】

- ※賦課期日（1月1日）時点で、越生町に住居登録がある本人の最新課税年度のみ証明になります。
- ※所得証明書、課税証明書、非課税証明書の3つの証明書を兼ねた1枚の証明書です。
- ※未申告の方など課税資料（給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書等）の情報がない方（被扶養者を除く）は発行できません。
- ※年度中の修正・更正申告等により内容に変更があった方については、変更内容が反映されるまで数日かかります。反映日等については、税務課までお問い合わせください。

☎住民票の写し、印鑑登録証明書に関して 町民課住民担当 ☎内線124・125

☎所得/課税・非課税証明書に関して 税務課課税担当 ☎内線133・134